

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

■ 法人名称

■ 所轄庁

■ 主たる事務所の所在地

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

■ 法人設立登記年月日

■ 定款に記載された目的

■ 活動分野

<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input checked="" type="checkbox"/> 社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり
<input checked="" type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input type="checkbox"/> 環境の保全	<input type="checkbox"/> 災害救援
<input type="checkbox"/> 地域安全	<input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和	<input type="checkbox"/> 国際協力
<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> 情報化社会
<input type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input checked="" type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会
<input type="checkbox"/> 消費者の保護	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	

■ 事業活動の概要 (400字以内)

■ 公開用電話番号  ■ ファクス

■ ホームページ

■ メールアドレス  ■ 常勤職員数

■ 認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日  認定満了日

相対値基準  絶対値基準  条例指定  仮認定

■ 閲覧書類の添付  定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成 年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

### ■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益計</b>			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金			
3. 受取民間助成金			
4. 受取公的助成金			
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）			
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）			
7. その他収益			
<b>II 経常費用計</b>			
1. 事業費 （うち人件費）			
2. 管理費 （うち人件費）			
<b>III 当期経常増減額</b>			
<b>IV 経常外収益計</b>			
<b>V 経常外費用計</b>			
<b>VI 経理区分振替額</b>			
<b>VII 当期正味財産増減額</b>			
<b>VIII 前期繰越正味財産額</b>			
<b>IX 次期繰越正味財産額</b>			

※別添のとおり

### ■ 貸借対照表

平成23年4月30日現在

<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
1. 流動資産		1. 流動負債	0
2. 固定資産		2. 固定負債	0
		負債合計	0
		<b>III 正味財産の部</b>	0
		正味財産合計	0
資産合計		負債及び正味財産合計	0

■ 準拠している会計基準  NPO法人会計基準

■ 監査の実施  監事監査

# 特定非営利活動法人 まんぷく 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まんぷくという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県小林市東方4055番地70に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、地域で生活する高齢者、及び障がい児・者に対して、介護保険制度、障害者自立支援法、地域支援事業等の介護サービス事業を行い、高齢者、障がい児・者が自分らしく生きることができる環境と身体的、精神的不利な部分を総合的かつ継続的に支援し、地域の住民と共に安心して生活できるよう地域の力を借りながら、共に生きる場を実現することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)障害者自立支援法に基づく事業
- (2)乳児・学童保育・有料事業
- (3)小規模多機能型居宅介護事業

- (4)介護保険法に基づく事業
- (5)書籍、雑誌などの出版事業
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

**第6条** この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) **正会員**  
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) **賛助会員**  
この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) **利用者会員**  
この法人の事業を利用する個人

### (入会)

**第7条** 会員の入会について、特に条件は定めない。

**2** 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとし、理事会の承認を受けなければならない。

**3** 代表理事は、本法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力するとして入会を申込んだ者について、正当な理由がない限り入会を拒むことはできない。

**4** 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

**第8条** 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

**第10条** 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出して任意に退会すること

とができる。

(除名)

**第11条** 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

**第12条** 退会又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

**第13条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

**2** 理事のうち、1人を代表理事、1～2人を副代表理事とする。

(選任等)

**第14条** 理事及び監事は、総会において選任する。

**2** 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

**3** 総会が招集されるまでの間において補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、理事会の決議により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

**4** 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

**5** 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

**第15条** 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

**2** 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

**3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。**

**4 監事は、次に掲げる職務を行う。**

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

**第16条 役員**の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

**2** 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

**3** 補欠のため、又は増員によって就任した役員**の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。**

**4** 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。**

(解任)

**第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。**

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

**2** 前項の規定により解任しようとする時は、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

**第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。**

**2** 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

**3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。**

#### **第4章 総会**

##### **(種別)**

**第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。**

##### **(構成)**

**第21条 総会は、正会員をもって構成する。**

##### **(権能)**

**第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。**

##### **(開催)**

**第23条 通常総会は、年1回開催する。**

**2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。**

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。**
- (2) 正会員総数の5分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。**
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。**

##### **(招集)**

**第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。**

**2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。**

**3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。**

##### **(議長)**

**第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。**

##### **(定足数)**

**第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。**

##### **(議決)**

**第27条** 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

**2** 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第28条** 各正会員の表決権は、平等なものとする。

**2** やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

**3** 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

**4** 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

**第29条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) 正会員の現在数

**2** 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

**第30条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第31条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項



(開催)

**第32条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第33条** 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときには理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

**第34条** 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が指名した場合はその者があたる。

(議決)

- 第35条** 理事会の議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

- 第36条** 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第1項及び第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

**第6章 資産及び会計**

**(資産の構成)**

**第37条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

**(資産の管理)**

**第38条** この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

**(会計の原則)**

**第39条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

**(事業計画及び予算)**

**第40条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

**2** 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、代表理事は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

**(暫定予算)**

**第41条** 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

**2** 前項の規定による収入または支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

**(事業報告及び決算)**

**第42条** この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

**2** 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**(事業年度)**

**第43条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(臨時の措置)

**第44条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

**第7章 定款の変更、解散及び合併**

(定款の変更)

**第45条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

**2** 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

**第46条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

**2** 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

**3** 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

**4** この法人が解散したときに存する残余財産は、小林市に譲渡するものとする。

(合併)

**第47条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

**第8章 公告の方法**

(公告の方法)

**第48条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局及び職員)

**第49条** この法人に、事務処理をするため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

**2** 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

**3** 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第10章 雑則

### (委任)

**第50条** この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定める。

## 附 則

**1** この定款は、この法人の成立の日から施行する。

**2** この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	奥村 詩帆
副理事長	薬師寺 志麻
理 事	月野 光弘
理 事	尾崎 幸廣
理 事	久保田 政見
理 事	上原 裕子
監 事	下園 八代美

**3** この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年の通常総会までとする。

**4** この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

**5** この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

**6** この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会費	1,000円
(2) 年会費	
個人正会員	6,000円
法人正会員	6,000円

**個人賛助会員      3,000円**

**法人賛助会員      3,000円**

**ただし、正会員が年度後半の半年間に入会したときは上記年会費の半額とする。**

**附則**

**この特定非営利活動法人まんぷくの定款は平成23年10月5日より施行する。**

